

(別紙 1)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（廃棄自転車）

3 内容

(1) 下関市（以下「甲」という。）は、次に掲げる再生資源（以下「再生資源」という。）を有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。

ア 下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）に集積される廃棄自転車（車体の大半が金属製である三輪車と一輪車を含み、以下の廃棄自転車についても同様とする。）

イ 吉母管理場に集積される廃棄自転車

ウ クリーンセンター響（以下「響」という。）に集積される廃棄自転車

(2) 乙は、この契約の履行に当たり、別紙2特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

(3) 乙は、再生のための資源として、買い受けた再生資源を適正に処理すること。

(4) 日本国内における自転車リサイクル（再生）を目的とするルートに買い受けた再生資源（部分品も含む。）を売却する可能性がある場合、古物営業法等関連法令を遵守し、警察へ防犯登録抹消の手続きを乙もしくは売却先の間で確実に行うよう調整を図ること。

(5) 乙は、買い受けた再生資源を「再生自転車」として整備・販売する場合には、防犯登録シールを必ず取り除くとともに、警察へ防犯登録抹消の手続きを行うこと。

併せて、古物営業法等関連法令を遵守し、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第14条第2項の趣旨に従い、自らの責任において当該自転車の点検及び整備を行い、その安全性を十分に確保するとともに、当該自転車の購入者に対し、当該自転車への住所及び氏名の明記並びに防犯登録の実施について勧奨する等適正な販売をすること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、11トンとする。

なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目１８番１号）の指定場所

吉母管理場（下関市大字吉母字舟頭１０３３２番地１）の指定場所

クリーンセンター響（下関市豊浦町大字宇賀１３５２８番地１２）の指定場所

8 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員等の中で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、施設職員（引渡場所がプラザの場合は、プラザ運転管理受託者の職員。引渡場所が吉母管理場の場合、吉母管理場に勤務する甲の職員。引渡場所が響の場合、響に勤務する甲の職員。）の指示の下、乙が自ら行う。この際、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

なお、施設職員による重機での積込みが可能な状況にある場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源の管理責任は、乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、乙に移行する。再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

9 計量

計量については、各施設に設置してある、計量法（平成４年法律第５１号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

車両の搬入・搬出時における計２回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

10 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は１０キログラム単位）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年３パーセントの割合を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1.1 その他

- (1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
- (2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。
- (3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。
- (4) 再生資源の再生利用・再販等に係る諸問題については、乙の責任において解決すること。
- (5) 乙は、甲からの要求に基づき、買取った再生資源の処理状況、売却相手等に関し、甲に報告しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。